

太陽光発電新技術等フィールドテスト事業費助成金交付規程

制定 平成19年3月30日

平成18年度規程第44号

一部改正 2020年9月30日2020年度規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第3号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う太陽光発電新技術等フィールドテスト事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適性かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ第1001004号）の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 機構は、太陽光発電新技術等フィールドテスト事業において、効率向上追求型太陽光発電設備を広域的に設置するために行う実証研究事業（以下「助成事業」という。）の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる助成対象経費の範囲内で相当と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において、当該助成事業を行おうとする者（以下「助成事業者」という。）に対し、当該助成対象経費の一部に充てるため、助成金を交付する。

(助成金の額及び助成率)

第4条 前条に規定する助成金の額は、助成対象経費に助成率を乗じた金額の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に機構が指示する書類を添付して、機構が指定する期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の場合において、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書

類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 4 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額するものとし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 5 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 機構は助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- 一 助成事業者は、本規程、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意を持って助成事業を行うこと。
- 二 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、第10条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けること。
- 三 助成事業者は、第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けること。
- 四 助成事業者は、助成事業の実施に関し契約をする場合において、助成事業の運営上、競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によること。
- 五 助成事業者は機構が助成事業に係る実績の報告を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、機構の指示に従うこと。
- 六 助成事業者は、機構が第18条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- 七 助成事業者は、機構が第15条第3項の規定による助成金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還する。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第15条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 八 助成事業者は、機構が第18条第4項の規定による助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第18条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第18条第6項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- 九 助成事業者は、機構が助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 十 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意を持って管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（助成金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供するこ

とをいう。) しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けること。

- 十一 助成事業者は、第21条第3項及び第22条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
- 十二 助成事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すること。
- 十三 助成事業者は、助成事業終了後、機構の指示に従い、助成事業の効果等を報告すること。
- 十四 助成事業者は、機構が助成事業期間中に実施する助成事業に係わる評価に協力し、かつ、その結果に基づく指示に従わなければならない。
- 十五 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果について、第三者への不正な流出を防止するために、従業員等との間で退職後の取り決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。また、助成事業者は、不正に第三者への流出があった場合には、遅滞なく機構に報告するとともに、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。
- 十六 助成事業者は、日本国政府の予算又は方針の変更等により、交付決定の内容の変更を行う必要が生じたときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十七 助成事業者は、助成事業の完了後5年間、機構が実施する事後評価及び追跡調査・評価に協力しなくてはならない。(なお、助成事業の完了から5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、当該期間を延長することがある。)
- 十八 助成事業者は、助成事業の完了後4年間、機構が指定する方法に従い、実測データ等を取得するとともに、当該取得データ等を提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による助成金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第9条 助成事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、助成対象経費の合計額の20パーセントを超えない流用である場合を除く。
 - 三 助成事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - 四 助成事業の全部もしくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。
 - 3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を

付することができる。

(遅延等の報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延等報告書を機構に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況等の報告)

第11条 助成事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る助成事業の実施状況について、指示する期日までに様式第6による実施状況報告書を機構に提出しなければならない。

(事業成果報告)

第12条 助成事業者は、助成事業の完了するまでに（第9条第1項第4号に規定する助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は承認後遅滞なく）様式第7による事業成果報告書を機構に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該助成事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月20日のいずれか早い日までに、様式第8による実績報告書を機構に提出しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 助成事業者は、助成事業が機構の会計年度内に終了しないときは、当該会計年度の末日までに様式第8による年度末実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(助成事業の承継)

第14条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(助成金額の確定等)

第15条 機構は第13条第1項の実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第10による確定通知書により助成事業者に通知するものとする。

- 2 前項の助成金の額の確定は、配分された助成対象経費の費目ごとの実支出額に助成率を乗じ

て得た額と、間接助成金（助成事業者が機構から交付を受けた助成金をその財源として、当該助成金の対象となる太陽光発電設備の設置に係る経費として交付する助成金をいう。以下同じ。）の費目ごとの実支出額に助成率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された助成金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれかもっとも低い額の合計額とする。

- 3 機構は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は前項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を速やかに助成事業者へ通知するものとする。
 - 一 返還すべき助成金の額
 - 二 延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 5 機構は、助成事業者が第3項の規定による請求を受け、当該助成金を返還したときは、様式第11による返還報告書を提出させるものである。
- 6 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

- 第16条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

（助成金の支払）

- 第17条 機構は、第15条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、助成金の一部について概算払をすることが出来る。
- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、様式第13による助成金概算払請求書又は様式第14による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第18条 機構は、第8条の規定による申出若しくは第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 助成事業者が、法令、本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用した場合。
 - 三 助成事業者が、助成事業等に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事業の変更により、助成事業の全部

又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 前項の規定は、第15条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに助成事業者に通知するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該助成事業者から徴収するものとする。
- 6 第15条第4項から第6項の規定は、第4項の規定に基づく助成金の返還の場合について準用する。この場合において、第15条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第15」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第19条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第20条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

- 第21条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 助成事業者は、取得財産等について様式第16による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第17による取得財産等管理明細表を第13条第1項に定める助成事業実績報告書に添付して提出するものとする。
 - 3 機構は、助成事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

- 第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50

万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするとき、または間接事業者が処分を制限された取得財産等を処分しようとすることに對し助成事業者の承認を与えるときは、あらかじめ様式第18による財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより助成事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(産業財産権)

第23条 助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、機構の知的財産権管理規程（平成15年度規程第25号）第3条第1項第1号に規定する産業財産権を助成事業年度又は助成事業年度の終了後5年以下に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式19による産業財産権等届出書を機構に提出するものとする。

(助成金の収益納付)

- 第24条 助成事業者は、助成事業の成果に基づく知的財産権（機構の知的財産権管理規程（平成15年度規程第25号）第3条第1項に規定する知的財産権をいう。）の譲渡又はそれらの実施権の設定により収益があったときは、様式第20による収益状況報告書を機構に提出するものとする。
- 2 前項の規定に基づく報告は、助成事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間とする。
 - 3 機構は、第1項の報告に基づき、助成事業に相当の収益を生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることが出来る。
 - 4 前項の規定により納付を命ずることが出来る金額の合計額は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

(助成事業の経理等)

第25条 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日又は助成事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(間接助成金の支払い)

第26条 助成事業者は、第17条に基づく助成金の支払いを受けたときは、遅滞なく、間接助成金を間接助成事業者（間接助成金の交付を受けて実際に太陽光発電設備を設置し、運転データ等の実測データ収集を行う事業者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

(間接助成事業者の収益等)

第27条 助成事業者は、間接助成事業者から間接助成金の返還があった場合、取得財産等を処分し収入があった場合又は収益納付があった場合は、機構にその全部又は一部を納付しなければならない。

(間接助成金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第28条 助成事業者は、間接助成事業者に間接助成金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

一 第9条から第12条、第14条から第16条、第18条、及び第22条から第25条の規定に準ずること。

二 間接助成事業者は、間接助成事業が完了した後も取得財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、間接助成金の交付目的にしたがってその効率的運用を図らなければならないこと。

三 間接助成事業者が第22条第2項の規定により定める期間に準じて助成事業者が別に定める期間内に、間接助成事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他のものに貸し付け(間接助成事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。)若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、助成事業者の承認を受けなければならないものとする。

この場合において助成事業者は、当該取得財産等が第22条第2項に定める期間を経過している場合を除き、間接助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときには、その収入の全部又は一部を納付させることがあること。

四 間接助成事業者は、効率向上追求型太陽光発電設備助成事業終了後4年間、助成事業者の指示により運転データ、気象データ、故障データに関するデータ等の実測データを助成事業者に対して提出すること。

(交付規程の制定)

第29条 助成事業者は、助成事業の開始前に、当該事業の運用方法を定めた交付規程を機構の承認を受けた上で制定しなければならない。これを変更するときも同様とする。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則(2020年度規程第20号)

この規程は、2020年10月1日から施行する。

(別表)

助成対象経費

区 分	費 目 内 容	助成率	備 考
太陽光発電新技術等フ ィールドテスト事業費 助成事業費	効率向上追求型太陽光発電設備 の設置に係わる助成費用	定 額 (間接事業費の 1/2以内。機構 が別に定める額 を上限とする。)	
業務運営費	直接経費 労務費 研究員費 補助研究員費 消耗品費 旅費 委員会費 外注費 報告書作成費 その他	定 額	
	間接経費	定 額	